

郡山市集会所整備費補助金交付要綱

平成8年4月11日制定

平成15年4月1日施行

平成18年4月1日施行

平成20年4月1日施行

平成26年4月1日施行

平成27年4月1日施行

平成31年4月1日施行

令和3年3月15日施行

令和5年4月1日施行

令和7年4月1日施行

令和8年4月1日施行

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティの健全な育成を図るため集会所を整備する町内会、自治会その他の自治組織（以下「町内会等」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、集会所の整備事業とし、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内会等の活動を助長するものであること。
- (2) 町内会等の自主事業であること。
- (3) 町内会等が維持、保存及び改良の責務を有しているものであること。ただし、集会所が町内会等の所有でない場合は、無償の貸借物件である場合に限る。
- (4) 集会所の整備事業を実施する方針は、町内会等の総会等において決定したものであること。
- (5) 集会所の整備に係る工事契約の相手方は、町内会等の総会等において決定したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた町内会等に対しては、当該補助金の交付を受けた年度から起算して5年間は、集会所の整備事業に係る補助金を交付しないものとする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 災害等に係る場合
 - (2) 本市の事業に係る整備を行う場合
 - (3) その他、市長が特に認めた場合
- (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、別表のとおりとし、補助額は、1,500万円を限度とする。ただし、算出した補助額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助額は予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、財産区から繰入金があった場合は、前項に規定する補助額に当該繰入金の額を加算した額（以下「補助総額」という。）をもって補助金の額とする。この場合において、補助総額が1,500万円を超えたとしても、前項及び補助額の欄の規定は、当該補助総額について適用しない。

3 次に掲げるものは、補助対象経費には含めないものとする。

- (1) 門、さく、へい、植樹等の工事に要する経費
 - (2) 管理人等の居住の用に供する部分の工事に要する経費
 - (3) 集会所（物置等収納に使用する施設を除く。）の照明及び建具（外気と直接接するものに限る。）の工事に要する経費（市長が別に定める基準に適合するLED照明、断熱サッシ等環境に配慮していると認められる機器を使用している部分に係る経費は除く。）
 - (4) 事務費（設計料を除く。）及び用地の取得費
- (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会所整備事業計画書（第1号様式）
 - (2) 集会所整備事業収支予算書（第2号様式）
 - (3) 建物等図面
 - (4) 費用明細書（2者以上）
 - (5) 現況写真
 - (6) 集会所の整備事業を実施する方針を町内会等の総会等において決定した際の議事録又は会議録の写し
 - (7) 集会所整備に係る工事契約の相手方を町内会等の総会等において決定した際の議事録または会議録の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 前条に規定する提出書類の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(着手届)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事に着手したときは、速やかに補助整備事業着手届（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事等請負契約書の写し
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請を必要とする工事については確認通知書の写し

(完了届)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事を完了したときは、速やかに補助整備事業完了届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 工事写真（施工前、経過及び竣工写真）
- (2) 建築基準法に基づく建築確認申請をした工事については検査済証の写し

(補助金の交付)

第9条 市長は前条の検査終了後、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第10条 市長は必要と認めるときは、補助金の交付の決定に係る額の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会所整備事業収支決算書（第5号様式）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書

により該当補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は当該通知を省略する。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了した日の翌日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数が経過した日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月11日から施行し、平成8年度以後の年度分の補助金から適用する。
- 2 郡山市集会所整備費補助金交付要綱（昭和55年6月20日制定。「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補 助 額
1 新築、増築及び改築工事に要する経費	基準工事費又は工事实費のうち、いずれか低い額の2分の1以内
2 模様替及び修繕工事に要する経費 （1工事当たり150,000円に満たないものを除く。）	工事实費額の2分の1以内
3 土地整備工事に要する経費	1階の床面積の3倍以内の敷地に係るもので、基準工事費又は工事实費のうち、いずれか低い額の2分の1以内
4 解体撤去に要する経費 （集会所の取り壊し及び整地に要する経費。ただし、建物内の残存物の撤去に関する経費は除く。）	工事实費額の3分の1以内
5 1から4に定める工事のほか市長が特に必要と認めるものに要する経費 （1工事当たり150,000円に満たないものを除く。）	工事实費額の2分の1以内
6 1から5の工事に係る設計料及び水道加入金	設計料及び水道加入金実費の2分の1以内
7 建物の購入に要する経費	現在価格又は建物取得額のうち、いずれか低い額の2分の1以内

備考

- 補助対象経費1、2（修繕工事を除く。）、4及び6の経費のうち、人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年福島県規則第52号）別表第2に規定する整備基準に準じ整備するもの又は特に公共性が高いと市長が認める整備に係る部分については、この表の規定にかかわらず、補助額の欄中「2分の1以内」とあるのは「10分の9以内」とする。
- 基準工事費及び現在価格は、別に定める。
- 解体撤去に要する経費について、補助の対象となる事業は次に掲げる要件を備えなければならない。
 - 集会所の老朽化、町内会の合併、地域公民館の活用、借地返還等に伴い集会所を解体するものであること。ただし、改築、増築、移設を伴う解体は除く。

(2) 解体を実施する年度の4月1日時点で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数の全部を経過した集会所であること。ただし、災害による損壊その他特別な事情により、当該施設を利用することが危険であると認められる場合は、この限りではない。

- 4 建物の購入に要する経費のうち、新築物件の購入についてのみ、建物取得額の2分の1以内の補助額とする。
- 5 公共団体又は第三者から受領した移転補償費、火災等の災害により受領した災害保険金等は、補助対象経費から控除するものとする。

郡山市集会所整備費補助金交付要綱別表に定める基準工事費価格等は、次のとおりとする。

		構 造	1 m ² 当たり基準工事費	摘 要
基 準 工 事 費	新築・増築・改築工事	木 造	154,200円	
		鉄 骨 造	161,100円	
		鉄筋コンクリート造	161,100円	
	土地整備工事		10,000円	
現 在 価 格	建 物 購 入	現在価格＝1 m²当たり基準工事費単価×延床面積×残存率 （残存率とは、基準耐用年数から経過年数を引いたものを基準耐用年数で割ったものである。基準耐用年数とは、鉄筋コンクリート造50年、鉄骨造38年、木造24年とする。また、経過年数が基準耐用年数をこえる場合は、基準耐用年数から経過年数をひいたものは、1として計算する。）		

郡山市集会所整備費補助金交付要綱に係る運用基準

第3条第2項第3号関係

「市長が別に定める基準に適合する LED 照明、断熱サッシ等環境に配慮していると認められる機器」とは「郡山市環境物品等の調達方針」(補助金交付申請日直近のもの。)に基づき下表のとおりのとおりとする。ただし、マークや表示がない製品であっても、対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(補助金交付申請日直近のもの。)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品とみなす。

品目		判断基準等
照明	LED 照明器具	次のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)  ②エコマーク商品  ③省エネラベル (緑色) の表示がある製品  ※電球形蛍光灯のみ対象
	蛍光灯 (大きさの区分 40 形直管蛍光灯)	
	電球形のランプ	
建具	断熱サッシ・ドア	グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。) 
設備	日射調整フィルム	次のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)  ②グリーン購入法基準適合ラベル貼付品 (日本ウインドウ・フィルム工業会) 

附 則

- 1 この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この運用基準施行の日の前日までに市と協議を行い、市が令和3年度当初予算に計上した事業に適用する運用基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。